別紙様式第十四号の二第一の3．を次のように改める。

3. 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				